

施行規則改正への意見

(1) 定義の見直し関係

指定施設の範囲を限定する規定手法として、これまで「特定排水施設」や「小規模排水施設」といった用語を当該用語が最初に用いるところで定義してきたが、探しにくいことから、定義条項を設けて定義されたい。

なお、その際、同様に指定施設の範囲を限定する「バーナーの燃料の燃焼能力が・・・」の語句も多用されていることから条例用語として定義することも検討されたい。

(1)エ 指定施設の見直し

指定施設の対象として、「35 飼料又は有機質肥料の製造の作業」にかかる「10 乾燥施設」並びに「51 資源の再生又は廃棄物の処理の作業」にかかる「21 乾燥施設」、「23 発酵施設」及び「24 メタン発酵施設」を追加するとあるが、厨房からの残飯などを発酵や乾燥の方法により処理する小規模の機器までを対象に含まないように規定、運用されたい。

「51 資源の再生又は廃棄物の処理の作業」にかかる「3 容器洗浄施設」は、その排水が公共用水域に排出されない場合は対象施設から除外するとしているが、弁当製造とあわせて弁当容器を回収し、洗浄するような施設について、類似の「食料品の製造の作業」では容器洗浄施設が小規模排水である場合には除外されていることと整合をとるよう規定されたい。

「49 発電の作業」について、昨年の電力制限令発動の際、条例の対象外とする非常用発電の作業の範囲を、電力制限令で規定する規制時間帯に着目した大気汚染防止法と同様の運用としたが、法律より大幅に厳しい基準値を課す条例の運用にあたっては、環境保全上の支障の程度を十分に斟酌しながら、過剰かつ不合理な規制とならないよう運用されたい。

(2)ウ 環境配慮推進事業所における変更の許可手続きが必要な要件の規定

変更の許可手続きが必要な変更として規定するもののうち、排水の系統等の変更が含まれているが、「排水の系統等の変更」とはどの程度の範囲の変更なのか、運用にあたっては明確にされたい。

(3)イ 環境配慮推進事業所の登録要件等の規定

登録要件は、別紙3に示されたものをすべて満たすものとのことであるが、「すべて満たす」とはどのようなことを意味するのか、具体的に示されたい。

「3 環境に係る組織体制の整備に関する登録要件」において「環境の保全のための従業員の教育」項目を設けるとあるが、対象者として事業所トップなどの管理者を含むよう規定されたい。

周辺住民等への定期的な情報提供をもって登録要件に適合するとみなす規定を設けるとのことであるが、その場合、地域とのリスクコミュニケーションの実績があることな

ど、情報提供の内容、方法等を具体的に規定されたい。

本制度の趣旨を活かし、事業所における自主管理を推進するため、登録要件を満たしていることを証明するために過剰な資料提出を求めることのないよう運用されたい。

(3)ウ 化学物質の自主的な管理の状況の報告

全指定事業所の設置者が報告をしなければならないことから、例えば、報告対象物質名をチェックすれば足りるような、特にわかりやすい報告様式とされたい。

(7)エ 環境汚染の原因物質等の見直し

カドミウムについて、国による環境基準の強化を受けて、地下水の水質の浄化基準を同様に強化することとしているが、これにより過去において浄化が完了していても再度の浄化が必要となる場合が発生しうる。また、環境基準が強化される物質は今後も追加されうる。そこで、こうした規制強化を行うにあたっては、条例の規定が十分に機能するよう、環境影響との係わり、あるいは浄化義務対象者の妥当性などの課題を検討、配慮しながら行われたい。

(8) 住居系地域において禁止される行為の追加

「不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業」を住居系地域において禁止する行為として追加することであるが、本作業には手作業によるサーフボードの製作行為などが含まれ、これまで届出対象の行為であった。しかし、届出漏れ行為もあると思われるので対象者の把握、周知とともに、既存の行為に対しては適切な期間の経過措置を設けられたい。

全般に係る事項

- 条例の規定を、法律の規定や環境基準値と整合をとることは、科学的事実からの要請、規定の分かりやすさ並びに規制側及び規制を受ける側両者の無用な負荷（労力）の削減などの点から基本的には歓迎すべきことではあるが、単純に条例と法との整合に走ることのないよう規定されたい。
- 今回のパブコメでは申請等の様式が示されていないが、様式の良し悪しは作成側及びこれを審査する側両方の負荷（労力）に影響するものであり、十分に練って、作成しやすく、分かりやすい様式とされたい。
- 今回のパブコメでは経過措置の規定が示されていないが、新規の義務規定などにおいて、義務を課される者が対応できるように措置されたい。